

春日部市立学校における 盗撮防止等ガイドライン

令和7年11月

春日部市教育委員会

目 次

1 目的	1
2 定義	1
3 対象	1
(1) 対象者	
(2) 対象場所	
4 未然防止対策	1
(1) 環境整備及び点検	
(2) 個人所有端末の利用制限	
(3) 来校者への協力依頼	
(4) 教職員への研修・児童生徒への指導	
5 発覚後の対応	3
(1) 対応の基本	
(2) 被害者への対応	
(3) 加害者への対応	
6 継続的な見直し	4
7 関係法令	4
(1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	
(2) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	
(3) 埼玉県迷惑行為防止条例	
(4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	
(5) 個人情報保護に関する法律	
8 相談先	4
(1) 埼玉県教育委員会	
(2) 春日部市教育委員会	
(3) 春日部市教育相談センター	
(4) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口	
(5) 春日部警察署	

春日部市立学校における盗撮防止等ガイドライン

1 目 的

このガイドラインは、春日部市立学校が、盗撮を未然に防止し児童生徒や教職員等のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、盗撮発覚後の被害者の保護、被害の拡大防止及び再発防止を図ることを目的とする。

2 定 義

本ガイドラインにおいて、盗撮とは、相手の同意を得ずに他人の身体や下着などを撮影する行為及び盗撮目的で、写真機、ビデオカメラその他の機器を設置することを指し、「7 関係法令」に定めがあるものとする。

3 対 象

(1) 対象者

児童生徒及び教職員並びに来校者（保護者等も含む。以下同じ）

(2) 対象場所

学校の敷地内及び校外において教育活動が行われる場所

4 未然防止対策

(1) 環境整備及び点検

① 環境整備

ア 校内のすべての場所について、常に整理整頓を行う。

イ 特に、更衣等を行う場所には、仕切りやカーテンを設置し、外部からの視線を遮断する。

ウ 更衣室等の鍵の管理や貸し出しについてはキーボックスで保管するなど適切に管理する。

② 点検

施設の状況等について、日常点検、定期点検、臨時点検を行う。その他、必要に応じ巡回を行う。

ア 日常点検

清掃指導や巡回等の際に、不審な物がないかなどを確認する。

イ 定期点検

(ア) 少なくとも学期に1回、別添「盗撮防止にかかる定期点検票」に従い点検を行う。なお、学校保健安全法に基づく施設及び設備の安全点検と合わせて実施することも可とする。

(イ) 「盗撮防止にかかる定期点検票」については、記録を保存しておく。保存方法については電子または紙のどちらでも可とする。

(ウ) 点検は、管理職、管理職以外の職員がペアとなつて行うことを基本とする。

(エ) 水泳の授業や部活動等のための更衣を行う場所については、特に留意して点検を行う。

ウ 臨時点検

(ア) 点検方法等については、イ 定期点検(ウ)(エ)と同様とする。

(イ) 年末年始や夏季休業日などの長期休業、体育祭・運動会、音楽会などの学校行事の直前直後などに行う。

エ 点検後の対応

(ア) 盗撮や盗撮が疑われる状況を確認した時は、春日部市教育委員会に報告するとともに、警察にも通報を行い連携を図る。

(イ) 修繕が必要な箇所を発見した場合は関係課と協議し迅速に対応する。

(2) 個人所有端末の利用制限

- ① 教職員は、個人所有のスマートフォン等を児童生徒の活動場所へ持ち込むことを禁止する。ただし、撮影以外を目的としての利用の必要がある場合については、その都度、管理職の許可を得た場合に限り認められるものとする。
- ② 教職員が学校所有の機器を利用して行う児童生徒等の撮影については、管理職の許可を得た場合に限り認められるものとする。
- ③ 学校の機器を利用して撮影した写真や映像などのデータは所定のフォルダに保存し管理するとともに、保存後は機器内のデータを速やかに削除する。

(3) 来校者への協力依頼

- ① 全ての来校者に対し、玄関等での記名や名札の着用を求める。
- ② 来校者が児童生徒等の撮影を行う場合には、個人情報やプライバシーなどに配慮するよう協力を求める。
- ③ 必要に応じ来校者の立入りを許可しない区域を定め、掲示するなど来校者の立入りを制限する。

(4) 教職員への研修・児童生徒への指導

① 教職員向け研修

不祥事防止のため、不祥事防止研修プログラムに則った研修などを適時適切に行う。その際には、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する盗撮行為は原則懲戒免職処分の対象となることを周知徹底する。

② 児童生徒への指導

授業等を通じて、児童生徒に対して、スマートフォン管理の重要性、盗撮の違法性、被害の深刻さ、倫理的問題等について指導を行う。また、校内で不審な物や不審な人物を見かけたら、すぐに教職員に伝えることなども指導する。併せて、保護者にも指導内容等を周知し、協力を求める。

③ その他の啓発等

- ア 盗撮を発見した際には直ちに通報する旨又は盗撮を防止するため定期的に校内巡回を行っている旨のポスター等を学校の敷地内に掲示する。
- イ 児童生徒及び保護者に対して、警察庁の匿名通報や県教育委員会及び春日部市教育委員会が設置する相談窓口を周知する。

5 発覚後の対応

(1) 対応の基本

- ① 学校で盗撮または盗撮が疑われる事案が発覚した場合は、春日部市教育委員会に報告をするとともに、春日部警察署又は管轄の警察へ通報する。
- ② 盗撮で使われた機器等の物的証拠がある場合は、管理職が責任をもって保管する。
- ③ 情報収集及び事実確認については、必ず複数で対応する。また、被害者が女性の場合は、対応者も女性が望ましい。
- ④ 収集した情報や事実関係については、対応内容とともに時系列で記録する。

(2) 被害者への対応

① 情報収集及び事実確認

- ア 関係者（第一発見者、情報提供者、教室管理責任者等）から情報を収集し、事故発生時の状況や事故発生までの状況、加害、被害の実態及び事実関係について確認する。
- イ 映像確認が可能な場合は、撮影されている内容を確認する等、情報収集した内容が確実なものかを確認したり、あいまいな部分について明確にする。

② 警察への通報等

- ア 警察への通報後は警察から指示を受け、関係者から被害にあった際の状況等をさらに聴取する。
- イ 警察から指示を受け、盗撮で使われた機器等の保管および、現場の環境を保つなど証拠（映像、機器等）を保全する。

③ 被害者保護

- ア 被害者の心情に寄り添いながら、被害にあった際の状況等について確認する。
- イ 被害者には、学年職員、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、被害者が安心できる者が付き添うなど、安全を確保する。
- ウ 被害者が児童生徒または児童生徒の疑いがある場合は、保護者に連絡を行う。
- エ 被害者にはカウンセリングや心理的サポートを必要に応じて提供する。
- オ 盗撮画像や動画がSNSなどで拡散されていることが確認された場合は、プロバイダーなど関係機関に削除に関する相談を、被害職員や被害児童生徒及び保護者と連携して行ってもらう。
- カ 被害職員の勤務や、被害児童生徒の登校については、被害者の心情に寄り添いながら代替措置等を検討する。

(3) 加害者への対応

① 教職員が加害者の場合

- ア 春日部市教育委員会と連携して事情聴取を行い、事実確認をする。
- イ 警察が到着後、加害者を警察に引き渡す。必要に応じて、警察と連携して対応する。
- ウ 保護者及び児童生徒への説明会を開催し、事件の概要と再発防止策について説明を行う。

② 児童生徒が加害者の場合

- ア 加害児童生徒の保護者に速やかに連絡を行うとともに、加害児童生徒の動機や状況、他の関係児童生徒の有無等について丁寧に聞き取りを行う。
- イ その後の対応については、警察と連携して行う。
- ウ 必要に応じ、加害児童生徒に対しカウンセリングを行う。

③ 来校者が加害者の場合

- ア 加害者が保護者等だった場合、児童生徒に配慮し、慎重に対応を行う。
- イ その後の対応については、警察と連携して行う。

6 継続的な見直し

春日部市教育委員会は、法改正等を踏まえ、本ガイドラインの見直しを継続的行っていく。

7 関係法令

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（児童生徒性暴力防止法）
- (2) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）
- (3) 埼玉県迷惑行為防止条例（※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例）
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法（18歳未満の被害者が含まれる場合））
- (5) 個人情報の保護に関する法律

8 相談先

(1) 埼玉県教育委員会

教職員コンプライアンス相談ホットライン 048-830-6629
(月～金 9:00～17:00)

学校電話相談 048-830-6737
(月～金 9:00～16:00)

(2) 春日部市教育委員会（指導課） 048-739-6805 (月～金 8:30～17:15)

- | | |
|----------------------|--------------|
| (3) 春日部市教育相談センター | 048-763-2220 |
| 電話相談 | 0120-88-4266 |
| 子ども電話相談 | 0120-24-8466 |
| (火～金 9:00～19:00) | |
| (土、日 9:00～17:00) | |
| (4) 性暴力等犯罪被害に関する相談窓口 | |
| アイリスホットライン | 0120-31-8341 |
| (24時間、365日) | |
| (5) 春日部警察署 | 048-734-0110 |